



# JICA-CM4TIP 通信

No.29/2018.6.25

- タイ反人身取引デー・イベント  
首相府・チェンライ県・ホソナチャク県
- タイ人身取引報告書 2017
- DATIP スニー部長に一問一答
- パヤオ県ボランティア研修第二弾
- チュラロンコン国際会議に登壇

## タイ・メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト

- ◇ タイおよびメコン地域において人身取引被害者に対する支援対策が効果的に行われるために、JICA では被害者保護・自立支援に関わる多分野協働チーム（MDT）の能力強化と、支援能力向上に協力してきました。
- ◇ 当プロジェクトは2015年4月から4年間の予定で、人身取引被害者の生活再建支援のため、ケースマネージャー（CM）等の能力向上や被害者のエンパワメント、周辺国との協働を目指す活動を実施します。  
CM4TIP：Case Management for Trafficking in Persons の意味。  
詳細は HP ( <http://www.jica.go.jp/project/thailand/016/index.html> ) をご覧ください。



## タイ反人身取引デー・イベント(6月6日)

2008年人身取引対策法が施行された6月5日はタイの反人身取引デーとして定められ、毎年この時期にバンコクはじめ各地で人身取引に関する啓発活動や、式典が行われています。

まず、最大のイベントは首相府での式典です。今年は6月6日に開催されました。プロジェクトが始まって以来、タイ政府機関以外では唯一、四年連続でブースを出展させていただいており、首相や大臣に直接プロジェクトをアピールする機会を得ています。

JICAのブースに回ってこられたプラユット首相に松野チーフからプロジェクトが推し進めているMDTの能力強化、被害者中心主義や、現在作成中の社会復帰・帰国帰還支援ハンドブック類の重要性や周辺国との連携について説明しました。式典会場で上映されたこの日のために作成されたビデオにも、松野チーフのインタビューが含まれており、JICAが協力してきた保護の分野でのタイの取り組みを賞賛する内容となっています。(ビデオ <https://www.facebook.com/LiveNBT2HD/videos/2091818784473463/?t=878>)

この式典において毎年人身取引対策に貢献した人や団体が表彰されますが、今年はフェーズ1からチェンライ県のMDTメンバーとしてJICAプロジェクト活動に参加し、現在は研修での講師としても活躍している「チェンライ県子どもと家族のためのシェルター」のソーシャルワーカーのカノックパンさん(右写真)と、同じくチェンライ県のチェンコン郡ラオス国境地域で啓発活動、少女の保護や山岳民族のコーディネーター育成活動のパートナーでもあるNGOのCenter for Girlsが表彰者に含まれていました。プロジェクトにとっても、嬉しいニュースでした。



## チェンライ県でのタイ・ラオス反人身取引デー・イベント (5月31日)

チェンライ県では、5月31日にタイ・ラオス・ミャンマー3カ国が国境を接するゴールデン・トライアングルとして有名なチェンセン郡で反人身取引デーのイベントが行われました。町の小・中学生のサイクリングによる啓発活動で始まり、生徒たちが伝統的な踊りやSNSを通じた人身取引の危険性についての寸劇を披露し、ラオスからの代表団と一緒にチェンライ県のMDTチームが対策への協力を宣言しました。また、NGOと政府機関がブースを出してゲームやクイズを通して人身取引の啓発を行いました。







## ウボンラチャタニ県でのタイ・ラオス二国間協議（6月4日）

ラオスと国境を接するウボンラチャタニ県でも6月4日から5日にかけて、県レベルの二国間協議と啓発イベントが行われました。ラオス側からはチャンパサック県労働・福祉部のヨクダー副部長を団長として、警察、入管、女性同盟や青年同盟のメンバーら人身取引対策関係者30名が参加しました。

ウボンラチャタニ県にはラオスと国境を接している郡が4つもあり、ラオス南部からタイに入国するための玄関口となっています。タイに出稼ぎに来るラオス人労働者には正規の手続きを踏まない人も多く、その不安定な立場から労働搾取や人身取引の被害にあうことが多いと言われています。両県は人身取引対策を進めるための覚書を締結し、定期的に会合を開いたり、合同で被害者認定作業を行ったりしています。プロジェクトはこれまでも両県の合同研修を支援してきました。

今年3月にバンコクで開催された第8回メコン地域ワークショップでは、ウボンラチャタニ県社会開発・人間安全保障事務所のナタヤ所長とチャンパサック県労働・福祉部のヨクダー副部長が県レベルでの連携について発表し、それぞれの国の中央政府関係者から取り組みを高く評価されたため、自信やモチベーションが更に高まったようです。今回の会合でも、現状や課題の分析をもとに今後の改善策を熱心に協議していました。

タイ東北部とラオスでは言葉が近いため、通訳を介さずに直接話し合うことができます。国を超えた連携を進めるためには好都合ですが、ラオスの人が気軽に国境を越えてしまう一因ともなっています。これまでの協力で培われた良好な人間関係をもとに、これからも人身取引対策を進めていってほしいと思います。

## タイ人身取引対策報告書 2017 発表

タイ政府は反人身取引デーに、昨年一年間の人身取引対策に関する進捗状況をまとめた報告書を発表しました。今年の報告書は、去年のものより簡潔で、人身取引対策の5P（政策、訴追、保護、予防、パートナーシップ）の中でも、特に訴追、保護、予防の3Pにだけ内容を絞った報告がされました。

今回報告の2017年の統計では、タイで正式に認定された被害者は455人。これは、去年の824人からの大幅な減少です。大幅減少の理由として、外国人被害者、特にミャンマー人被害者の減少が挙げられています。ミャンマーとタイの政府間取り決めにより、非正規ミャンマー人労働者の正規化が義務付けられ、それに伴い労働者の権利が保護され、結果人身取引などの被害に遭う労働者が減少した、と報告しています。また、漁船への監査厳格化により、漁船乗組員への強制労働などのケースが少なくなったとのこと。

今年の発表では検察による人身取引事案の起訴は性的搾取の被害に対するものが圧倒的に多く、全体の82%を占めました。その分、強制労働での起訴は24%に留まりました。（英語版全文はプロジェクトのHP資料集 <https://www.jica.go.jp/project/thailand/016/materials/index.html> からダウンロード可能）

この報告書の内容を基に、米国国務省はタイ政府の取り組みと成果に対する評価を決め、人身取引報告書で発表します。2016年、17年と連続で二年Tier2ウォッチリストに評価されているタイ政府としては、連続3年Tier2ウォッチリスト判定後の自動降格を免れるためには、ここが正念場です。2018年の米国国務省・人身取引報告書は間もなく発表となります。

Table 3: Number of trafficking victims

Year	Total number of victims	Gender		Nationality				
		Male	Female	Thai	Myanmarese	Cambodian	Laotian	Other
2014	595	190	405	303	98	29	108	57
2015	982	451	531	360	409	9	87	117
2016	824	411	413	333	238	52	58	143
2017	455	88	367	327	53	26	30	19

出典：Thailand's Country Report on Anti-Human Trafficking Response (January -December 2017), Min. of Social Development and Human Security, p21



## DATIP スニ一部長に一問一答

タイの反人身取引デーを機に、CM4TIP プロジェクトマネジャー・DATIP(人身取引対策部)のスニ一部長に、今後のプロジェクトに対する抱負を伺いました。

親日家としても知られるスニ一部長は、タイの人身取引対策の分野での経験も長く、この分野に精通している第一人者です。プロジェクトが主催する2016年の日タイ合同研修の団長として、日本の人身取引対策及び、『被害者中心主義』手法を日本で学びました。現在は、DATIPの部長職の他に、社会開発人間安全保障省のテクニカルアドバイザーを兼任され、多忙を極めておられます。その彼女の人となりを知りたくて、三つの質問をしてみました。

### 質問1: DATIPの部長として、あなたが最もプライオリティーを置いていることは？

タイ政府は、5P(Policy(政策), Prosecution(訴追), Protection(保護), Prevention(予防), Partnership(パートナーシップ))の戦略に基づき、人身取引の予防と撲滅を国家最重要課題の一つと位置づけています。社会開発人間安全保障省の人身取引対策部(DATIP)の部長として、国の人身取引対策の中心的役割を担うものとして、どの分野における仕事も同様に重要です。人身取引問題と戦うためには、どの分野においても協力しながら取り組んでいかなければなりません。政策について言えば、国の最重要課題として人身取引の問題に取り組んでいくという政策の下、政府の各機関、NGOs、国際協力機関、諸外国などとの有効なパートナーシップを築き、問題に取り組んでいく姿勢を見せています。

個人的には、どの国も、まず人身取引の予防に力を入れるべきだと考えています。訴追も保護も、人身取引の被害が起きた後で対処しないといけないことです。それよりもまず、より安全な移住労働(セーフマイグレーション)の促進、人身取引被害及びリスクに対する啓発をすることで、人身取引被害が少なくなっていくのではないかと考えています。

### 質問2: タイ政府は、積極的に人身取引被害者の認定数を増やそうとしていますか？ そうだとしたら、具体的にどうやって増やそうとしているのですか？

政府としては、特に具体的な数値目標を立てているわけではありません。しかし、政府の方針で、人身取引被害者と疑われる人、また可能性が高い人に関しては全員漏れなく被害者認定作業を行います。認定作業に係るMDT(多分野協働チーム)のメンバーの人身取引認定に関する知識を深め、標準化するために、被害者認定用の質問票を2ページから8ページに増やし、具体的な人身取引事案に関する質問を盛り込みました。更に、政府は包括的な認定作業プランを立て、認定作業の効率化を目指しています。特に、被害者救助以前の準備段階からのプロセス、被害者インタビューの前後作業、インタビュー作業そのもののプロセスの明確化などを計画しています。現在、特に一つの人身取引事案で複数人の被害者が認定されるような事案に関しての作業について、プロセスの明確化を行っているところです。

被害者認定の作業は警察が中心に行い、最終決定は警察が行っています。そして、我が省(社会開発人間安全保障省)のソーシャルワーカーやNGOからのサポートを得て、認定作業中の被害者の人権を守っています。しかし、担当官が人身取引被害者認定の作業に当たり、事実の究明をするにあたって、認定前の被害者自身が協力してくれず、認定作業が進まないこともあります。彼ら・彼女らの心に、政府の役人に対する不信感があったり、インタビューを受けたくないという心の準備の問題もあります。ですから、被害者認定と一言で言っても、こちら側だけの努力で作業が進むというわけではありません。

### 質問3: 我々CM4TIPプロジェクトに期待することは？

CM4TIPプロジェクトは我々が実施している中でも、重要なプロジェクトの内の一つですから、期待しています。特に、人身取引の問題を撲滅するためには、各国との協力が不可欠で、人身取引被害に遭うかもしれないリスクグループが人身取引という悪の循環に陥るのを未然に防ぐことが重要です。また、人身取引被害者の保護という事では、ジェンダーや国籍に係わらず、すべての被害者の人権と尊厳を守りながら支援していきたいと思っています。CM4TIPはその両分野において貢献できるプロジェクトなので、頑張ってもらいたいです。





## パヤオ県ボランティア研修第二弾（5月17～20日）

5月17日から20日にかけて、前号でお伝えしたパヤオ県ボランティア研修の第二弾を同じ四郡の前回参加者を対象に実施しました（実際には今回参加した113名のうち68名のみが第一回研修に参加していました）。第一回研修では人身取引の定義やジェンダー課題など基本的な知識を学びましたが、今回は具体的なボランティアとしての仕事のスキルを身につけるための研修としてプログラムを準備しました。

チェンマイ県の病院のカウンセラーとして永年勤務し、村レベルの保健ボランティアや社会開発ボランティアへの研修を実施してきた講師を招いて、村人の相談にのる際に必要な傾聴のスキルや、カウンセリングの基礎的な知識について学びました。また、地域の検察から実際の人身取引のケースを聞き、4月末に県事務所主催の警察官向け人身取引対策研修に参加した最寄り警察の担当官を招いてボランティアに紹介しました。最後に村で人身取引状況やその恐れの高いケース、被害者を発見した際の報告や、ボランティアとして提供したサービスや活動についての報告の仕方について学び、今後の実践の備えとしました。

多くの参加者が二回目の参加ということで積極的に参加し、自分たちの村での人身取引の予防や、困っている村人への支援について責任を果たしていこうという意志を示しました。プロジェクトでは県事務所と協力して3ヶ月間のモニタリング・フォローアップを実施して、9月にはそのまとめを行い、他の郡や村にも活動を拡大するための教材作りや、活動資金獲得のプロポーザル作成に協力していく予定です。

## チュラロンコン大学での国際会議に、チーフアドバイザー登壇（6月5日）

反人身取引デー・イベントの一環として、チュラロンコン大学で“人身取引・現代の奴隷制：今後の展開と被害者の保護”と題された国際会議が6月5日開催されました。人身取引問題や現代の奴隷制度に関心のある学会の研究者、各省庁からの代表やNGO代表などが参加しました。まず、人権問題や国際法で高名なスタンフォード大学のデービッド・コーエン教授が基調講演をし、ASEAN域内での人身取引問題とその対策をASEAN対人身取引協定に沿って話されました。その後、CM4TIPプロジェクトの松野チーフアドバイザーがチュラロンコン大学・アジア移住労働研究センターのシニア研究員 Dr.ラチャダー氏と共同で、“タイ人人身取引被害者の生活再建”と題した発表を行いました。その中で、人身取引被害者の生活再建に向けての政府の支援、市民社会を巻き込んだ支援、また現在政府と共同で作成中の、タイ人被害者のための社会復帰・生活再建ハンドブックの説明をしました。



プロジェクトの最新情報はフェイスブックのプロジェクトページをご覧ください



JICA—CM4TIP Project

[www.facebook.com/jica.thailand.cm4tip](http://www.facebook.com/jica.thailand.cm4tip)



☆ 本通信は、プロジェクトの進捗状況や周辺情報をお知らせするため JICA 専門家の見聞をお送りしています。JICA およびカウンターパートの公式見解ではありません。なお、無断での転載はお断りしています。